

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 5 年 5 月 25 日

高知県知事 濱田 省司 殿

提出者



住 所 高知県高岡郡津野町姫野々字御弓場493番地5

氏 名 鶴松建設株式会社
代表取締役 久武 浩久

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0889-55-2929

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和 4 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事 業 場 の 名 称	令和3年度 第16-2号 町道東黒川線道路舗装工事他 7件
事 業 場 の 所 在 地	高知県高岡郡津野町黒川（他高知県内）
事 業 の 種 類	建設業
産業廃棄物処理計画における 計 画 期 間	令和4年4月1日～令和5年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排 出 量	1,502.44 t	全 处 理 委 託 量	1,502.44 t
自 ら 再 生 利 用 を 行 う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	優 良 認 定 处 理 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t
自 ら 热 回 収 を 行 う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	再 生 利 用 業 者 へ の 処 理 委 託 量	1,502.44 t
自 ら 中 間 处 理 に よ り 減 量 す る 産 業 廃 棄 物 の 量	t	認 定 热 回 収 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t
自 ら 埋 立 处 分 又 は 海 洋 投 入 处 分 を 行 う 産 業 廃 棄 物 の 量	t	認 定 热 回 収 業 者 以 外 の 热 回 収 を 行 う 業 者 へ の 処 理 委 託 量	t
※事務処理欄			

(日本工業規格 A列4番)

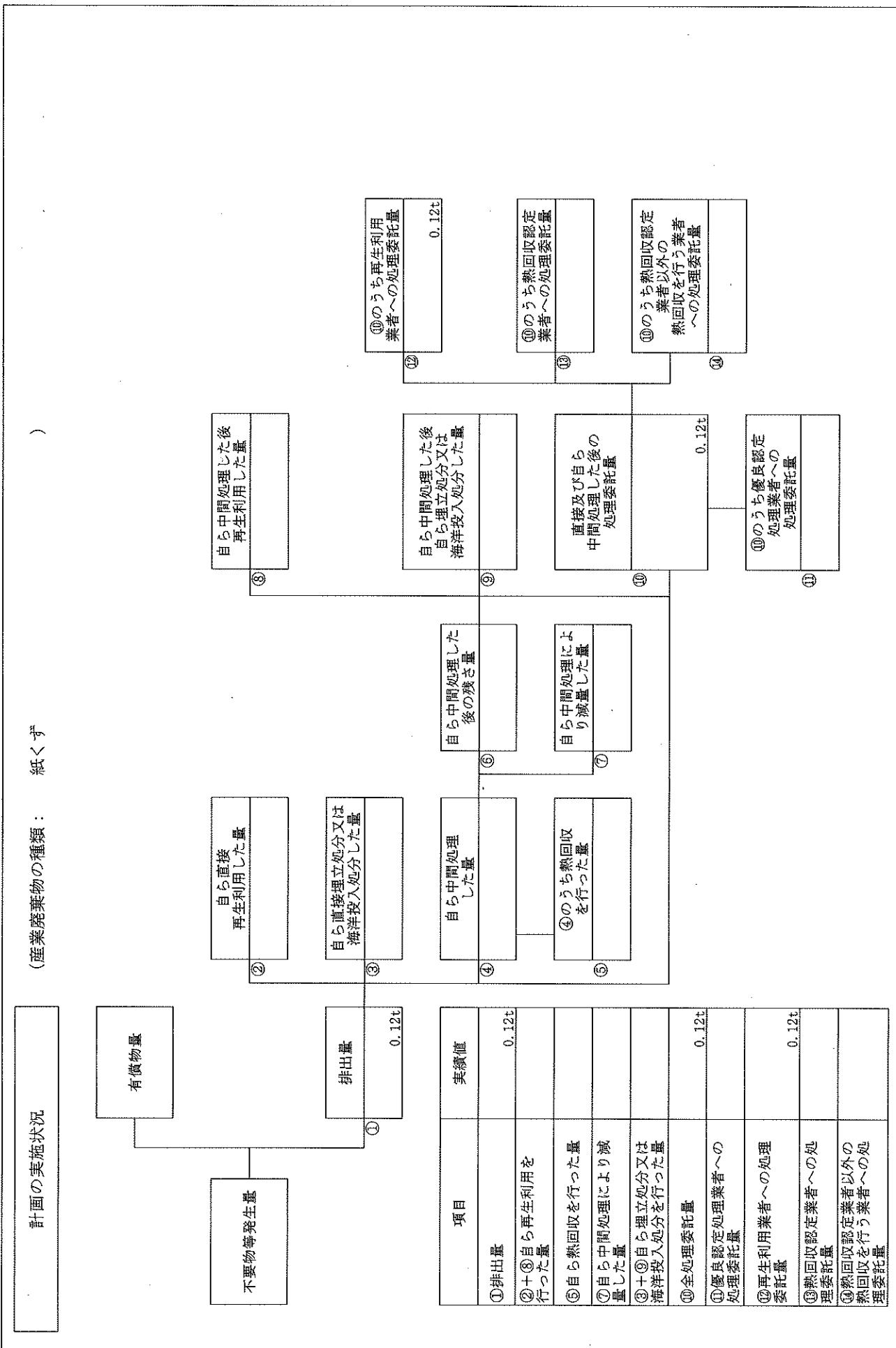
(第2面)

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類： がれき類)
不要物等発生量	有償物量	
① 排出量 1,067.15t	② 自ら直接 再生利用した量	⑧ 自ら中間処理した後 再生利用した量
③ 自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	④ 自ら中間処理 した量 1,067.15t	⑨ 自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量
⑤ ④のうち熱回収 を行った量	⑥ 自ら中間処理により減 量した量	⑩ 自ら中間処理により減 量した量
⑦ ⑤のうち減量した量	⑪ 自ら中間処理した後の 残さ量	⑫ 直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 1,067.15t
⑧ ⑩⑪のうち 処理委託量 1,067.15t	⑨ 自ら中間処理により減 量した量	⑬ ⑪のうち熱回収認定 業者への処理委託量 1,067.15t
⑩ ⑫⑬のうち 処理委託量 1,067.15t	⑪ 自ら中間処理により減 量した量	⑭ ⑪のうち優良認定 業者への 処理委託量 1,067.15t
⑪ ⑭のうち 処理委託量 1,067.15t	⑫ ⑪のうち 処理委託量 1,067.15t	⑮ ⑪のうち 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量 1,067.15t

(第2面)

(第2面)

(第2面)



(第2面)

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類 : 金属くず)	
有償物量		排出量	① 0.452t
不要物等発生量		自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	③
		自ら中間処理した量	④
		自ら中間処理した後の残さ量	⑤
		自ら中間処理により減量した量	⑥
		自ら熱回収を行った量	⑦
		自ら中間処理により減量した量	⑧
		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	⑨
		全処理委託量	⑩ 0.452t
		⑪ 質良認定業者への処理委託量	
		⑫ 再生利用業者への処理委託量	0.452t
		⑬ 热回収認定業者への処理委託量	
		⑭ 热回収認定業者以外の業者への処理委託量	
自ら中間処理した後再生利用した量	⑮	自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑯
		自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑰
		自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の残さ量	⑱
		自ら中間処理により減量した量	⑲
		自ら熱回収を行った量	⑳
		自ら中間処理により減量した量	㉑
		自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	㉒
		⑪ のうち熱回収認定業者への処理委託量	㉓ 0.452t
		⑫ のうち熱回収認定業者への処理委託量	㉔
		⑬ のうち熱回収認定業者以外の業者への処理委託量	㉕
		⑭ のうち熱回収認定業者への処理委託量	㉖
		⑮ のうち熱回収認定業者への処理委託量	㉗
		⑯ のうち熱回収認定業者への処理委託量	㉘
		⑱ のうち熱回収認定業者への処理委託量	㉙
		㉐ のうち熱回収認定業者への処理委託量	㉚
		㉑ のうち熱回収認定業者への処理委託量	㉛
		㉒ のうち熱回収認定業者への処理委託量	㉜

(第2面)

計画の実施状況		(産業廃棄物の種類 : 繊維くず)	
不要物等発生量	有償物量	排出量	① 0.144t
自ら直接利用	②	自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	③
自ら中間処理した量	④	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑤
自ら中間処理した後 の残さ量	⑥	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑦
自ら中間処理した後 の減量	⑧	自ら中間処理した後 直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	⑨
自ら熱回収を行った量	⑩	自ら熱回収を行った量	⑪
自ら中間処理により減量した量	⑫	自ら中間処理により減量した量	⑬
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	⑭	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	⑮
全処理委託量	⑯	全処理委託量	⑰
優良認定処理業者への 処理委託量	⑯ 0.144t	⑯ 0.144t	⑯ 0.144t
再生利用業者への処理 委託量	⑰	⑰	⑰
熱回収認定業者への処 理委託量	⑱	⑱	⑱
熱回収認定業者以外の 処理委託量	⑲	⑲	⑲
①のうち再生利用業者への 処理委託量	⑳ 0.144t	⑳ 0.144t	⑳ 0.144t
①のうち熱回収認定業者への 処理委託量	㉑	㉑	㉑
①のうち熱回収認定業者以外の 処理委託量	㉒	㉒	㉒
①のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	㉓	㉓	㉓
②のうち再生利用業者への 処理委託量	㉔	㉔	㉔
③のうち熱回収認定業者への 処理委託量	㉕	㉕	㉕
④のうち熱回収認定業者以外の 処理委託量	㉖	㉖	㉖
⑤のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	㉗	㉗	㉗
⑥のうち再生利用業者への 処理委託量	㉘	㉘	㉘
⑦のうち熱回収認定業者への 処理委託量	㉙	㉙	㉙
⑧のうち熱回収認定業者以外の 処理委託量	㉚	㉚	㉚
⑨のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	㉛	㉛	㉛
⑩のうち再生利用業者への 処理委託量	㉜	㉜	㉜
⑪のうち熱回収認定業者への 処理委託量	㉝	㉝	㉝
⑫のうち熱回収認定業者以外の 処理委託量	㉞	㉞	㉞
⑬のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟
⑭のうち再生利用業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟
⑮のうち熱回収認定業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟
⑯のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟
⑰のうち再生利用業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟
⑱のうち熱回収認定業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟
⑲のうち熱回収認定業者以外の 処理委託量	㉟	㉟	㉟
⑳のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟
㉑のうち再生利用業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟
㉒のうち熱回収認定業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟
㉓のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟
㉔のうち再生利用業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟
㉕のうち熱回収認定業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟
㉖のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟
㉗のうち再生利用業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟
㉘のうち熱回収認定業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟
㉙のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟
㉚のうち再生利用業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟
㉛のうち熱回収認定業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟
㉜のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟
㉝のうち再生利用業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟
㉞のうち熱回収認定業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟
㉟のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	㉟	㉟	㉟

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理について、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。